

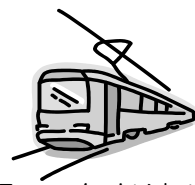
19 乗車券の割引制度について

— 「学割」について —

正しくは学生割引といいます。学校が発行する学生生徒旅客運賃割引証(以下、学割証)と生徒手帳を駅の窓口で提示すると学生割引乗車券が購入できます。

◆ 割引の条件や対象は？

- ・最も一般的なのはJRです。片道 100km を超える区間を乗車する場合、運賃が 2 割引されます。
- ・往復割引と組み合わせ利用できます。ただし、往路と復路をそれぞれ片道で利用する場合は、学割証が 2 枚必要です。
- ・JR以外にも利用可能です。他の鉄道会社等については、各社の営業規則によりますので、乗車券購入前に各社の窓口へご確認ください。



◆ 申請の手順は？

①「学割証交付願」を提出します

学割証を希望される場合は、担任にお知らせください。学割証交付願をお渡ししますので、必要事項を記入し、担任に提出してください。

②学生割引乗車券を購入します

学割証交付願に基づき学割証を発行しお渡ししますので、学割証と生徒手帳を駅の窓口などに提示し、学生割引乗車券(*)を購入してください。

*名称は交通機関、種別によって違う場合があります。



③旅行するときは…

生徒手帳の提示を求められる場合がありますので、学生割引乗車券を利用する場合には生徒手帳を携帯してください。

◆ Q&Aのコーナー

Q. 学校が発行する学割証の有効期間はどれくらいですか？

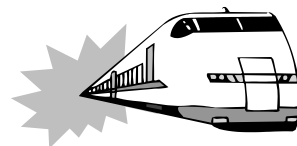
A. 発行日から 3 か月間です。

Q. もし、学割証が不要になった場合はどうすればいいのですか？

A. 担任に返却してください。

Q. 特急券も学割の対象になりますか？

A. なりません。学割は乗車券にのみ適用されます。



Q. 学割証はどういう場合に発行できますか。

A. 原則として、以下の目的をもって旅行をする必要があると認められる場合に限り、発行できます。

- ① 休暇、所用による規制
- ② 正課の教育活動
- ③ 学校が認めた正課外の教育活動
- ④ 進学のための受験等
- ⑤ 学校が認めた見学又は行事への参加
- ⑥ 治療等修学上支障となる問題の処理
- ⑦ 保護者の旅行への随行